報告対象から適用除外される場合(共同命令第1条関係)

(食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合)

- 第1条 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときは、営業者が採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又は製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装(以下「食品等」という。)の**回収に着手する時点**において**次の各号のいずれか**に該当する場合とする。
 - 一 当該食品等が不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかな場合
 - 二 当該食品等を消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合
- 共同命令第1条各号の具体例は以下のとおり。

第1号 当該食品等が不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかな場合

- ・ 地域の催事で販売された焼きそばについて、催事場内での告知等で容易に回収が可能な場合
- 部外者が利用しない企業内の売店で販売された弁当であって、館内放送等で容易に回収が可能な場合。
- ・ 通信販売により会員のみに限定販売されている食品であって、顧客に対して個別に連絡することで容易に回収が可能な場合

第2号 当該食品等を消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合

- ・ 食品等が営業者間の取引に留まっており、卸売業者の倉庫に保管されている場合
- ・ 食品等が消費期限又は賞味期限を超過している場合(注:期限として不当に長期の期間を表示した場合を除く。)
- 上記各号に該当し、**届出対象とならない場合であっても、極めて毒性の強い食品**(※)の回収情報については、消費者安全の 観点か ら消費者に情報提供されることが望ましく、営業者においては任意の届出を行うとともに、営業者自ら消費者への情 報提供に努めていただきたい。
 - (※) 店頭に並ぶ前に回収された処理が不十分なフグ刺し、ニラと誤認されて販売されたもののただちに回収されたスイセン等
- 回収に先立ち取扱いに疑義がある場合は、最寄りの保健所等に御相談いただきたい。
- なお、食品口スの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)の趣旨に鑑み、食品衛生上の危害の発生のおそれがない 食品まで、むやみに自主回収し、無駄に廃棄することがないよう、回収の必要性や回収範囲について、十分検討していただき たい。